

第3章 安心して快適に暮らせる生活環境をつくります

3-1 良質な住宅地づくり

(1) 住宅の質の向上

【現況と課題】

公営住宅は、住宅に困窮する住民に対して低廉な家賃で賃貸することを目的として建設するもので、本町には町営住宅・県営住宅があります。

本町では、町営住宅を1964年度（昭和39年度）から1978年度（昭和53年度）までに5団地、165戸を建設してきました。火災での焼失や老朽化のための取り壊しを行ったため、現在の管理戸数は133戸となっています。全般的に建物と施設の老朽化が進み、居住面積も狭いことから、修繕や建て替えが望まれています。核家族化や少子・高齢化などの進行を踏まえて、多様化する住民の居住ニーズに対応した対策、特に今後増加が見込まれる高齢単身世帯への対策に取り組む必要があります。

県営住宅は1988年度（昭和63年度）から、明野地内に建設が始まり、1991年度（平成3年度）までに4棟54戸が完成していますが、申込者が多く、空き住宅が少ないため抽選に当選する確率が低い状況にあります。

民間住宅は、過去5年間で38棟、269戸の集合住宅が建設されるなど、比較的多く建築が進行しています。市街化区域内にある農地の有効利用を図ることを目的とした民間貸家住宅の建設も盛んです。

今後は、公営住宅の適切な維持・管理に努めるとともに、町内の住宅の大部分を占める民間住宅の質的向上を重視し、総合的な住宅施策を推進することが必要です。良質な住宅戸数の増加を支援すること及び耐震性に欠ける既存木造住宅の地震に対する安全性の確保、向上を図ることが課題となります。

町の住宅の種類・所有者別推移

単位：(世帯,%)

| 区分 | 2000年 (平成12年) | 2005年 (平成17年) | 増加数 |
|-------|------------------|------------------|------|
| 持ち家 | 7,055 | 7,440 | 385 |
| (構成比) | 84.1 | 84.5 | 0.4 |
| 公営住宅 | 181 | 176 | △5 |
| (構成比) | 2.2 | 2.0 | △0.2 |
| 民営借家 | 811 | 944 | 133 |
| (構成比) | 9.7 | 10.7 | 1 |
| 給与住宅 | 133 | 85 | △48 |
| (構成比) | 1.6 | 1.0 | △0.6 |
| 間借り | 22 | 15 | △7 |
| (構成比) | 0.3 | 0.2 | △0.1 |
| その他 | 187 | 146 | △41 |
| (構成比) | 2.1 | 1.6 | △0.5 |
| 合計 | 8,389 | 8,806 | 417 |
| (構成比) | 100 | 100 | 0 |

(資料：国勢調査)

誘導居住水準

単位：(人,m²)

| 世帯人数 | 住戸専用面積 |
|------|--------|
| 2 | 72 |
| 3 | 98 |
| 4 | 123 |
| 5 | 141 |

(資料：国土交通省)

町の1世帯あたりの平均居住水準

単位：(人,m²)

| 区分 | 人員 | 延べ面積 | 1人あたり面積 |
|------|--------|-------|---------|
| 持ち家 | 24,334 | 126.9 | 38.8 |
| 公営住宅 | 473 | 44.4 | 16.5 |
| 民営借家 | 2,011 | 48.6 | 22.8 |
| 給与住宅 | 136 | 70.4 | 44.0 |
| 間借り | 33 | 40.4 | 18.4 |

(資料：平成17年国勢調査)

【基本方針】

□公営住宅の適切な維持・管理に努めるとともに、「住宅マスタープラン」に基づく改修・建て替えを検討・推進します。

【施策の方向性】

1 公営住宅の整備

(1) 町営住宅の整備

- ◇既存の町営住宅の現状と居住者のニーズの的確な把握に努めます。
- ◇適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化の著しい住棟については、修繕や建て替えを検討・推進します。
- ◇高齢単身世帯向け・バリアフリー化・防災性・防犯・環境など、さまざまな視点に配慮した整備を推進します。
- ◇民間住宅借上げによる町営住宅の整備を検討・推進します。

(2) 県営住宅の整備促進

- ◇施設の適切な維持・管理や居住環境の向上を県に要望します。

2 民間の住宅建設の適正誘導

(1) 良質な民間住宅建設のための啓発と指導

- ◇「都市計画マスタープラン」が定めた地域の将来像に合致した住宅建設を呼びかけます。
- ◇公営住宅と同様にさまざまな視点に配慮した住宅建設を促進するため、啓発活動を推進するとともに、建物の耐震耐火化・長寿命化・建材の無害化などについてその重要性を周知します。
- ◇最低限の周辺環境への配慮など、住宅建設の適正化に向けて、「土地開発事業指導要綱」の趣旨に沿った住宅建設を指導します。

(2) 民間住宅建設の支援施策の推進

- ◇良質で安価な民間住宅の建設促進のため、支援施策を推進します。
- ◇一定の基準を満たす民間の住宅建設に対して、建設費融資などを検討・推進します。
- ◇定住促進のため、「勤労者住宅建設資金利子補給制度」などの、国・県の住宅資金融資制度や利子補給制度の普及を図ります。

3 既存木造住宅の質の向上

- ◇昭和 56 年5月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅の地震に対する安全性の確保・向上を図るとともに、耐震診断・改修を促進することを検討・推進します。

【施策一覧】

| 施 策 名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|----------------------|----------------------------|------------------|---|
| 公営住宅 の整備 | 町営住宅の整備 | 町 町 町 町 | ○町営住宅の現況調査の実施 ○町営住宅の適切な維持・管理の推進 ○「住宅マスタープラン」を基本とした整備計画の推進 ○民間活力による町営住宅整備の検討・推進 |
| | 県営住宅の整備 促進 | 町 | ○施設の適切な維持・管理や居住環境の向上を県へ要望 |
| 民間の住 宅建設の 適正誘導 | 良質な民間住宅 建設のための啓 発と指導 | 町 町 町 | ○「都市計画マスタープラン」の定めた将来像に合致した住宅建設の誘導 ○さまざまな視点に配慮した住宅建設の啓発と周知 ○「土地開発事業指導要綱」の適切な運用 |
| | 民間住宅建設の 支援施策の推進 | 町 町 | ○良質な民間住宅に対する建設費融資の検討・推進 ○「勤労者住宅建設資金利子補給制度」等の制度の普及 |
| 既存木造住宅の質の向上 | | 町 町 | ○昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した一戸建て住宅又は併用住宅の耐震診断者派遣事業の実施 ○耐震改修の促進の検討・推進 |

(2) 宅地の供給

【現況と課題】

公的な住宅供給としては、1973年(昭和48年)に新中野住宅団地を、1987年(昭和62年)に明野住宅団地を開発・分譲しました。また、鶉地区で1998年度(平成10年度)に土地区画整理事業の認可を受け事業を推進中です。

民間による宅地供給としては、2005年度(平成17年度)から2009年度(平成21年度)までに約5.1ha、153区画の宅地分譲が実施されました。

ベッドタウンとして宅地需要の高まりがみられる一方で、全国的な人口減少社会が進む中、量的な受け皿づくりと質の向上の双方を課題と認識した、計画的な宅地供給が必要となります。さらに、鶉地区の土地区画整理事業における住宅地の整備を促進するとともに、民間による宅地供給の適正な規制・誘導を図る必要があります。

【基本方針】

- ◇民間による適切な宅地供給の規制・誘導を行うとともに、相談体制の充実を図ります。
- ◇鶉地区における住宅地の整備を促進します。

【施策の方向性】

1 民間による宅地供給の促進

(1) 優良宅地の供給に関する規制・誘導

- ◇安全・快適な優良宅地の供給に向けて、民間宅地開発を適切に規制・誘導します。
- ◇「土地開発事業指導要綱」に基づいて必要な指導・要請を推進します。

(2) 相談体制の充実

- ◇宅地開発に関する相談体制の充実を図ります。

(3) 融資制度の拡充検討

- ◇宅地開発に関する既存の融資制度を紹介します。
- ◇制度の拡充を検討します。

2 公的な宅地供給の促進

- ◇鶉地区の土地区画整理事業の早期完成を図り、住宅地の整備を促進します。
- ◇保留地の早期処分により施設の立地を図り、生活利便性を向上させます。
- ◇地区計画や建築協定などの、きめ細かな町づくりを可能とする手法の適用の可能性を検討します。

【施策一覧】

| 施策名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|----------------------|----------------------|--------|---|
| 民間による 宅地供給の 促進 | 優良宅地の供給に 関する規制・誘導 | 町 | ○「土地開発事業指導要綱」に基づいた民間 宅地開発の適切な規制・誘導 |
| | 相談体制の充実 | 町 | ○宅地開発に関する相談体制の充実 |
| | 融資制度の拡充検 討 | 町 町 | ○既存融資制度の紹介 ○制度の拡充の検討 |
| 公的な宅地供給の促進 | | 町 町 | ○鶉土地区画整理事業の早期完成と住宅地整 備を促進 ○地区計画・建築協定等の手法の導入検討 |

(3) 景観形成

【現況と課題】

本町には、広大な水面と緑の芝生が広がる多々良沼公園、大黒保安林をはじめ町内に多く残る平地林、孫兵衛川や多々良川をはじめとする河川や水路など、田園地帯の中に水と緑が織り成す美しい自然景観が存在します。

都市化の進展によって損なわれつつあるこうした自然景観を、守り、育て、次世代に引き継いでいくことが重要な課題となります。

また、美しい町づくりのためには、建物、道路、公共施設など、町を構成するさまざまな施設の整備にあたって、景観に配慮することは重要であり、自然景観と市街地の景観が調和した美しい町をつくることが課題となります。

【基本方針】

□美しい自然景観を生かしつつ、市街地の街並みの向上に努め、美しい町づくりを推進します。

【施策の方向性】

1 自然景観の整備

(1) 自然地域の景観保全・整備

◇貴重な景観資源である多々良沼公園、大黒保安林、永明寺のキンモクセイなどを町のシンボルとなる景観ととらえ、可能な限り保全に努めます。

◇まとまりのある景観地区の形成を図ります。

◇孫兵衛川をはじめ、多々良川などの河川については、その改修とともに、景観面での整備を推進します。

(2) 田園景観の保全・整備

◇美しい自然景観を形成している田畑と集落からなる田園風景の保全に努めます。

◇平地林については、適切に維持・管理し、可能な限り保全に努めます。

2 市街地の景観整備

(1) 市街地の景観形成

◇住宅・商店などの建築物の配置・高さ・色彩・植栽・道路の線形・舗装デザインなどに配慮した町づくりの必要性を広く啓発します。

◇人が集まる活気のある商店街をつくり出す上では、個性ある景観づくりが重要です。店舗などのデザインを工夫するほか、道路・植栽・駐車場・照明などについて広く配慮することで、魅力ある景観の創出を図ります。

◇行政で整備する公共施設については、率先して景観整備に取り組みます。

◇景観形成のモデル地区の選定に向けた調査の実施を検討します。

(2) 幹線道路の景観形成

◇広域的な幹線道路であり、町のシンボルとなる東西方向の国道2路線、南北方向の県道2路線については、美しい道路景観の創出に努めます。特に主要地方道足利邑楽行田線については、景観形成の方向性を早期に明確化します。

◇歩道の拡幅、植栽・花壇・案内板の設置などにおいて景観に配慮します。

◇町道については、地域の特性にあわせた景観整備を推進します。

3 景観整備の誘導策の検討

◇魅力ある景観の保全・創造の必要性とその方向性を共有するため、景観計画の策定を検討し、景観行政団体への移行を目指します。

【施策一覧】

| 施 策 名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|--------------|--------------|-------------|--|
| 自然景観 の整備 | 自然地域の景観保全・整備 | 町 町 町 | ○貴重な景観資源の保全 ○まとまりのある景観地区の形成 ○河川の景観整備の推進 |
| | 田園景観の保全・整備 | 町 町 | ○田園風景の保全 ○平地林の適切な維持・管理と保全 |
| 市街地の 景観整備 | 市街地の景観形成 | 町 町 町 | ○景観整備の啓発 ○商店街における個性的な景観創出 ○景観形成モデル地区の選定に向けた調査の検討 |
| | 幹線道路の景観形成 | 町 町 | ○広域幹線道路におけるシンボリックな景観整備の推進 ○町道における地域の特性にあった景観整備の推進 |
| 景観整備の誘導策の検討 | | 町 町 | ○景観計画の策定検討 ○景観行政団体移行への検討 |

3-2 衛生的な町づくり

(1) 上水道整備

【現況と課題】

住民が文化的な生活を営み、企業や商店などが活発な経済活動をするためには、水道水は欠かすことのできないものです。

そうした中、本町では、1959年(昭和34年)の高島地区簡易水道の給水開始以来、6次にわたる拡張事業を実施し、3つの浄水場を有しています。

2009年度(平成21年度)末で中野浄水場および第3浄水場が稼動しており、1日最大給水能力は11,615m³となっています。

また、県水の受水が1997年度(平成9年度)から開始され、2009年度(平成21年度)で1日最大受水量6,032m³を受け入れています。これを給水能力に換算すると、1日最大給水能力は17,647m³となります。

水需要は、バブル経済崩壊後の長引く不況による景気低迷の影響で、工場や営業関係の使用水量が激減しました。また、一般家庭においては節水意識の定着により、使用水量の増加は見込めない状況にあります。

2009年(平成21年度)の1日最大給水量の実績は11,387m³で、1日最大給水能力に対して、64.53%となっています。

水源は、深井戸8本(休止中2本)と群馬県東部地域水道事務所からの県水受水でまかっていますが、水需要が低迷する中、県水受水量を考慮し、地下水揚水の適正使用に努めています。

配水管の整備は年次的に実施していますが、1999年度(平成11年度)から国庫補助や起債を受けて、石綿セメント管の改修に着手しています。

将来の水需要に応じた配水管整備を進めながら、管網整備を推進し水圧低下地区の解消や災害に強い配水施設を整備する必要があります。また、老朽化した浄水場施設は年次的・計画的に改修を行い、安定供給の確立を図ることが必要です。

また、国において水道ビジョンが2004年(平成16年)に策定されたことに対応し、今後、本町においても「地域水道ビジョン」を策定する必要があります。

水道事業の拡張経過

| 区 分 | 認可年度 | 実施期間 | 計画給水人口(人) | 1日最大給水量(m ³) | 1人1日最大給水量(L) |
|--------------|-------|-------------|-----------|--------------------------|--------------|
| 簡易水道創設 | 1958年 | 1958年 | 4,000 | 600 | 150 |
| 第1次(簡易水道)拡張 | 1959年 | 1959年 | 4,100 | 615 | 150 |
| 第2次(上水道創設)拡張 | 1962年 | 1962年~1963年 | 15,700 | 2,355 | 150 |
| 第3次(上水道1次)拡張 | 1969年 | 1969年 | 16,000 | 4,000 | 250 |
| 第4次(上水道2次)拡張 | 1971年 | 1972年~1977年 | 20,000 | 9,000 | 450 |
| 第5次(上水道3次)拡張 | 1981年 | 1982年~1984年 | 33,000 | 15,000 | 455 |
| 第6次(上水道4次)拡張 | 1995年 | 1995年~2008年 | 37,000 | 23,800 | 643 |

(資料：水道課)

【基本方針】

□水需要は、今後大幅に増加することはないものと予想されますが、引き続き水道水の安定的な供給と節水に努めます。

□地下水と県水を効率的に利用するとともに、施設の拡充や改修などを推進します。

- 災害時に備えて災害応急対策の体制づくりを推進します。
- 「地域水道ビジョン」の策定を検討・推進します。

【施策の方向性】

1 安定供給体制の確立

(1) 複数系統水源の適正利用

◇地下水揚水の適正使用をするとともに、県水受水量を考慮し、水源の安定確保に努めます。

(2) 施設の拡充と改修整備

◇県水受水にともなう第6次（上水道第4次）拡張事業を推進し、配水池容量や給水能力などの拡張を図ります。

◇老朽化した浄・配水施設の改修整備を推進します。

(3) 配水管整備

◇石綿セメント管の布設替えを年次的に推進します。

◇将来の水需要に対応した配水管の布設と管網の整備を図り、水圧低下地区の解消と水質管理の適正化に努めます。

(4) 節水の啓発

◇節水の重要性を広く周知・呼びかけをします。

2 災害対策の推進

◇災害発生時に対応するため、近隣市町と連携して生活用水確保のための緊急応援給水体制の充実に努めます。

◇施設の災害復旧を迅速に対処するため、町指定給水装置工事事業者との連携を強化します。

3 地域水道ビジョンの策定

◇安全で安定した水道水を供給するために、「水道基本計画」の策定を図ります。

【施策一覧】

| 施策名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|-------------|-------------|-------------|-----------------------------------|
| 安定供給体制の確立 | 複数系統水源の適正利用 | 県・町 県・町 | ○県水の適正利用 ○適正揚水による地下水の保全 |
| | 施設の拡充と改修整備 | 町 町 | ○上水道第4次拡張事業 ○既存の浄・配水施設の改修整備 |
| | 配水管整備 | 町 | ○老朽管の布設替えと管網整備 |
| | 節水の啓発 | 町 | ○節水の重要性の周知・呼びかけ |
| 災害対策の推進 | | 町・近隣市町 町 | ○緊急応援給水体制の充実 ○町指定給水装置工事事業者との連携 |
| 地域水道ビジョンの策定 | | 町 | ○「水道基本計画」の策定 |

(2) 下水道整備

【現況と課題】

下水道は、衛生的で快適な生活を営む上で必要不可欠な施設です。汚水の流出防止、トイレの水洗化といった生活環境の改善のみならず、河川などの水質を保全するためにも重要です。

本町では、「流域関連邑楽町公共下水道事業計画」を策定し、1993年度（平成5年度）から市街化区域の一部地域で下水道の整備に着手しました。2000年（平成12年）3月の西邑楽水質浄化センターの完成により、同年7月に供用を開始し、2010年（平成22年）4月現在、112haが供用されています。

今後も、快適な生活環境の確保と文化的な生活機能の向上を図るため、公共下水道のさらなる整備促進に努めることが課題となります。

【基本方針】

- 「流域関連邑楽町公共下水道事業計画」に基づき、財政との調整を図りながら、下水道の整備を推進します。
- 当面の整備目標として、市街化区域及びその周辺の公共下水道整備を推進します。
- 対象区域における公共下水道への加入促進を図ります。
- 公共下水道計画の対象外の区域では、浄化槽の設置を推進します。

【施策の方向性】

1 公共下水道整備の推進

- ◇事業計画区域の幹線管渠の整備を推進します。
- ◇供用開始に向けての面的な管渠整備を推進します。
- ◇事業認可区域の拡大を図ります。

2 その他の施設整備の推進

- ◇公共下水道計画の対象外の区域では、浄化槽の設置を推進します。

3 下水道への加入促進

- ◇下水道事業に対する啓発活動及び加入促進を図ります。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|-------------|------|------------------|
| 公共下水道整備の推進 | 町 | ○幹線管渠整備の推進 |
| | 町 | ○面的な管渠整備事業の推進 |
| | 町 | ○事業認可区域の拡大 |
| その他の施設整備の推進 | 町 | ○浄化槽設置の推進 |
| 下水道への加入促進 | 町 | ○説明会の開催等、啓発活動を実施 |

流域関連邑楽町公共下水道事業計画概要

| 項 目 | | 邑楽町 公共下水道 | 備 考 | |
|--------------------------------|------|--------------|-----------------|--|
| 目標年次 | | 平成27年度 | | |
| 処理面積(ha) | | 685 | | |
| 行政人口(人) | | 27,400 | | |
| 計画処理人口(人) | | 19,900 | | |
| (L/人/日) 生活排水量原単位 | 日平均 | 390 | 地下水量60(L/人/日)含む | |
| | 日最大 | 475 | | |
| | 時間最大 | 680 | | |
| 計画 汚水量 (m ³) | 生活排水 | 日平均 | 6,567 | |
| | | 日最大 | 8,260 | |
| | | 時間最大 | 12,339 | |
| | 地下水 | | 1,194 | |
| | 工場排水 | 日平均 | 1,800 | |
| | | 日最大 | 1,800 | |
| 時間最大 | | 3,600 | | |
| その他排水 | 日平均 | — | | |
| | 日最大 | — | | |
| | 時間最大 | — | | |
| 計 | 日平均 | 9,561 | | |
| | 日最大 | 11,254 | | |
| | 時間最大 | 17,133 | | |

(資料：水道課)

利根川左岸流域下水道事業計画概要

| 項 目 | | 利根川左岸流域 下水道西邑楽処理区 | 備 考 | |
|--------------------------------|-------------------------|----------------------|--|--|
| 目標年次 | | 平成27年度 | | |
| 関連市町 | | 4 | 太田市・千代田町・大泉町・邑楽町 | |
| 処理面積(ha) | | 3,256 | | |
| 行政人口(人) | | 236,200 | | |
| 計画処理人口(人) | | 98,050 | | |
| (L/人/日) 生活排水量原単位 | 日平均 | 300~390 | 地下水量60~75(L/人/日)含む | |
| | 日最大 | 375~490 | | |
| | 時間最大 | 565~735 | | |
| 計画 汚水量 (m ³) | 生活排水 | 日平均 | 35,870 | |
| | | 日最大 | 45,010 | |
| | | 時間最大 | 67,480 | |
| | 地下水 | | 6,750 | |
| | 工場排水 | 日平均 | 10,800 | |
| | | 日最大 | 10,800 | |
| 時間最大 | | 21,600 | | |
| その他排水 | 日平均 | 920 | | |
| | 日最大 | 1,370 | | |
| | 時間最大 | 2,330 | | |
| 計 | 日平均 | 54,340 | | |
| | 日最大 | 63,930 | | |
| | 時間最大 | 98,160 | | |
| 水洗化水量 | 日平均 | — | | |
| | 日最大 | — | | |
| | 時間最大 | — | | |
| 処理施設 | 処理方式 | | ・嫌気好気活性汚泥法 (凝集剤添加あり) ・急速ろ過法 ・活性炭吸着法 | |
| | 処理能力(m ³ /日) | | 64,000 | |
| | 用地面積(ha) | | 10 | |
| 管渠施設 | 放流先 | | 一級河川 利根川 | |
| | 管径(mm) | | φ150~φ1500 | |
| | 延長(m) | | 約24,884 | |

(資料：水道課)

(3) 排水路整備

【現況と課題】

本町は地形が全体的にほぼ平坦で、特に多々良沼との水位の差が少ない立地条件にあります。そのため、大雨時には、未整備の河川や水路などで出水・冠水を繰り返し、農地はもとより住宅地にも浸水被害がみられます。

都市化の進行により、降雨時における水の貯留などの調節機能が低下していることもあり、雨水排水路の整備が重要課題となります。今後、町の地形に適した「総合排水計画」を策定し、計画的かつ早期に整備を図る必要があります。

【基本方針】

- 町全域の雨水を効果的に排除するため、「総合排水計画」を策定します。
- 計画に基づき、問題箇所を順次改善します。

【施策の方向性】

1 総合排水計画の策定

- ◇河川改修事業や既存の排水路との調整を図り、地形に基づいた流域を定めた町全域の「総合排水計画」を策定します。

2 問題箇所の改善

- ◇出水・冠水が頻発する箇所の調査及び改善を推進します。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|-----------|------|---------------------|
| 総合排水計画の策定 | 町 | ○「総合排水計画」の策定 |
| 問題箇所の改善 | 町 | ○出水・冠水頻発箇所の調査及び改善推進 |

(4) 環境衛生

【現況と課題】

本町では、1976年(昭和51年)に組合により設立された「大泉町外二町環境衛生施設組合清掃センター」においてごみを処理しています。現在の焼却炉は1992年(平成4年)に竣工しています。

容器包装リサイクル法に基づき、1998年(平成10年)10月から資源ごみとして、ビンとアルミ缶の分別収集を実施しています。2000年(平成12年)10月からは新聞・雑誌・ダンボール・ペットボトル・鉄缶を分別の対象に加えています。また、資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみなどを扱う「太田市外三町広域清掃組合リサイクルプラザ」が、2004年(平成16年)3月に竣工しました。2007年(平成19年)10月より容器包装プラスチックの分別収集を実施し、今後は、資源ごみ分別収集の一層の充実を図るとともに、ごみの減量と再資源化を推進していく必要があります。

また、これからのごみ処理の広域化を推進するため、東毛広域市町村圏振興整備組合構成市町で検討協議会を設立し調査・研究を行います。

し尿および浄化槽汚泥は、大泉町への委託により処理され、収集運搬は許可業者が行っています。地域し尿処理施設による処理が行われているのは、新中野地区・明野地区の2地区です。

【基本方針】

□住民が衛生的な環境の中で生活できるように、ごみ処理・し尿処理を適正に実施します。

□ごみ処理では、分別・減量化・資源の有効利用の徹底などを推進します。

□し尿処理では、衛生的・効率的な収集を推進します。

【施策の方向性】

1 ごみ処理

(1) 一般廃棄物処理

- ◇収集車・作業員・収集場所・収集回数の合理的配置を図り、収集業務を円滑に推進します。
- ◇ごみの減量化と資源の有効利用を推進するため、分別収集や集団回収など、地域の取り組みの活発化を図ります。
- ◇生活様式の変化などにより増え続ける台所ごみに対応するため、生ごみの堆肥化による自家処理を推進します。

(2) 産業廃棄物処理

- ◇産業廃棄物の処理については、事業者責任による適正な処理の指導を推進します。
- ◇不法投棄の監視を行います。

2 し尿処理

(1) 地域し尿処理施設の整備

- ◇地域し尿処理施設の補修整備を図ります。
- ◇公共下水道への接続を検討します。

(2) 衛生的・効率的な収集体制の整備

- ◇衛生的・効率的な収集を許可業者に指導します。

◇収集車に脱臭装置を取り付けるなどの取り組みを推進します。

(3) 処理委託の適正化

◇し尿および浄化槽汚泥については、大泉衛生センターに委託し適正に処理します。

【施策一覧】

| 施策名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|------|-----------------|------------------|---|
| ごみ処理 | 一般廃棄物処理 | 町 町 町 町 | ○収集車・作業員・収集場所・収集回数の合理的配置 ○分別収集の徹底 ○リサイクル運動の推進 ○生ごみ堆肥化の推進 |
| | 産業廃棄物処理 | 町 町 | ○委託事業者への収集指導 ○不法投棄の監視 |
| し尿処理 | 地域し尿処理施設の整備 | 町 町 | ○地域し尿処理施設の補修整備 ○公共下水道への接続検討 |
| | 衛生的・効率的な収集体制の整備 | 町 町 | ○許可業者への指導 ○収集車への脱臭装置の取り付け推進 |
| | 処理委託の適正化 | 町 | ○適正委託による処理 |

3-3 安心して暮らせる町づくり

(1) 消防・救急

【現況と課題】

本町の消防・救急体制は、1市4町で構成する館林地区消防組合の常備消防として邑楽消防署、非常備消防として邑楽消防団（3分団12班）に詰所が設置されていますが、消防施設の老朽化により、さらなる施設整備が必要です。

近年の火災の状況を見ると、化学製品、危険物、燃料などの増加により、火災に対する危険度は非常に増大しており、消防を取り巻く情勢は厳しいものになっています。住宅団地・工業団地の造成などによる都市化の進展は、地域生活環境の変化や消防に対するニーズの増加・多様化などで消防活動の複雑化や困難化を招いており、これらに適切に対応することが重要な課題となっています。

救急業務については、交通事故の増加や高齢化の進展などにより、救急車の出勤回数が年々増加しています。救命率の一層の向上を図るため、救急高度化の促進・応急手当処置の普及など救急・救助体制の充実が急務です。

消防施設整備状況（2010年3月現在）

| 区 分 | 整備数 | 備考 | 区 分 | 整備数 | 備考 |
|----------|------|--------|----------|-----|-------|
| 消火栓 | 469基 | 非常備消防 | 化学消防ポンプ車 | 1台 | 本署に常備 |
| 防火水槽 | 108基 | 非常備消防 | ホース積載車 | 1台 | 本署に常備 |
| 消防ポンプ自動車 | 12台 | 非常備消防 | 照明専用車 | 1台 | 本署に常備 |
| 消防団詰所 | 12カ所 | 非常備消防 | 救助車 | 1台 | 本署に常備 |
| 救急車 | 1台 | 消防署に常備 | 救助工作車 | 1台 | 本署に常備 |
| 水槽付きポンプ車 | 2台 | 消防署に常備 | 普通ポンプ車 | 1台 | 本署に常備 |
| 水槽付きポンプ車 | 2台 | 本署に常備 | 梯子車 | 1台 | 本署に常備 |

（資料：総務課）

【基本方針】

- 消防・救急に関わる施設や設備の整備を推進します。
- 住民の生命・財産を守るため、防災体制の整備と消防力の充実強化を図るとともに、火災予防策を推進します。
- 高齢化などに対応して、救急・救助体制の一層の充実に取り組みます。

【施策の方向性】

1 消防力の充実・強化

(1) 消防力の強化

- ◇消防活動を行う消防職員を安定確保し、教育訓練の充実を図ります。
- ◇多様化・複雑化する災害に対応できるよう、消防施設や関連の機械器具の整備、通信設備の近代化、機動力の強化などを推進します。
- ◇特殊車両・消防ポンプ自動車などの装備の充実を重点的に進めます。

(2) 消防水利の確保

- ◇消火栓や防火水槽・耐震性貯水槽を整備します。
- ◇河川水を活用した水利システムの整備や少量水による消火方法を検討します。

(3) 消防団の充実

- ◇地域の消防力を向上させるため、その要としての消防団の育成強化と設備の充実を図ります。

(4) 防火意識の高揚

- ◇防火ポスター・立て看板の掲示・防火チラシの配布などにより、日常的に火災予防に関する広報活動を実施します。
- ◇火災予防運動を実施し、防火意識の高揚を図ります。
- ◇防火ママさん講習会や消防訓練を実施します。

2 救急・救助体制の整備

- ◇救急業務を円滑に運営するため、医療機関との連携を深め、救急業務の多様化に対応した機材の整備充実を図ります。
- ◇普通救命講習会（AED 操作法含む）を実施し、応急手当の基礎実技の普及に努め、救命率の向上を図ります。

3 都市基盤整備との連携

- ◇消火活動や救急・救助活動を迅速・円滑に行うことを可能にする視点から、道路やオープンスペースなどの都市基盤整備を進めます。

【施策一覧】

| 施策名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|------------|---------|------------|----------------------------|
| 消防力の充実・強化 | 消防力の強化 | 町・組合 | ○消防職員の安定確保と教育訓練の充実 |
| | | 町・組合 | ○消防施設・関連機械器具の整備、機動力の強化等を推進 |
| | | 町・組合 | ○特殊車両・消防ポンプ自動車等の装備充実 |
| | 消防水利の確保 | 町 | ○防火水槽・耐震性貯水槽の整備 |
| | | 町 | ○水利システムの整備と消火方法の工夫 |
| | 消防団の充実 | 町 | ○消防団の育成強化と設備充実 |
| | 防火意識の高揚 | 町 | ○日常的な火災予防広報活動の実施 |
| 町 | | ○火災予防運動の実施 | |
| 救急・救助体制の整備 | | 町 | ○医療機関と連携した救急業務機材の整備充実 |
| | | 町 | ○普通救命講習会の実施 |
| 都市基盤整備との連携 | | 県・町等 | ○道路やオープンスペースの整備による緊急活動の支援 |

(2) 防犯

【現況と課題】

我が国の近年の犯罪動向をみると、多様化する社会状況とあいまって、窃盗、街頭犯罪といった従来型の犯罪に加えて、罪のない子どもを狙った凶悪犯罪や、情報通信機器を駆使した犯罪などが増加し、巧妙化、スピード化、広域化の傾向にあります。また、息子や親族の名をかたり、お金を振り込ませる犯罪の増加もみられます。

本町では、防犯灯の設置や防犯ポスター、チラシの作成・配布を行っているほか、年末年始の防犯運動で防犯パトロール・広報・防犯診断などを実施し、犯罪の予防と青少年の非行防止に努めています。

今後、ますます犯罪・非行が多様化、複雑化していくことが予測されるため、防犯関係機関・団体との協力体制を強化し、犯罪や非行の防止を図る必要があります。

刑法犯発生件数

単位：(件)

| 区 分 | 2005年度 (平成17年度) | 2006年度 (平成18年度) | 2007年度 (平成19年度) | 2008年度 (平成20年度) | 2009年度 (平成21年度) |
|---------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 大泉警察署管内 | 1,570 | 1,368 | 1,229 | 1,358 | 1,184 |
| 邑楽町内 | 457 | 323 | 294 | 323 | 290 |

(資料：生活環境課)

【基本方針】

- ◇行政・住民・事業者が一体となった自主的な防犯体制の確立と、防犯活動の充実を図ります。
- ◇教育施策などと連携して非行防止を図ります。
- ◇防犯に資する都市空間の形成を推進します。

【施策の方向性】

1 防犯体制の充実

- ◇警察や防犯関係団体との連携により防犯活動を推進します。
- ◇「安全安心まちづくり条例」のもと、行政・住民・事業者が一体となった犯罪の起こらない町づくりを推進します。

2 防犯活動の推進

- ◇犯罪の未然防止を図るため、防犯広報の充実や警察・関係団体との協力のもとに、日常的な防犯診断、防犯パトロールなどを実施します。
- ◇年末年始などの防犯運動を活発化します。
- ◇特に、毎月16日の「県民防犯の日」を防犯重点日とし、その広報・周知に努めるとともに、パトロール活動を積極的に展開します。

3 犯罪や非行を防止する環境整備の推進

- ◇防犯灯などの施設の設置及び「一軒一灯運動」を推進します。
- ◇児童・生徒の登下校時における安全確保のため、行政・地域・PTA などによる防犯パトロールを推進します。

◇青少年の非行防止のため、有害となる施設や凶書の排除などによる環境浄化を推進します。

4 防犯に資する都市空間の形成

◇暗所や死角の解消、明るい町づくりのための防犯灯の設置など、防犯に資する都市空間の形成を推進します。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|-------------------|------|------------------------------|
| 防犯体制の充実 | 町 | ○警察や防犯関係機関・団体との連携による防犯活動の推進 |
| | 町 | ○行政・住民・事業者が一体となった自主的な防犯体制の確立 |
| 防犯活動の推進 | 町 | ○防犯診断、防犯パトロール等の日常的な防犯活動の実施 |
| | 町 | ○防犯運動の実施 |
| | 町 | ○「県民防犯の日」の広報・周知と活動の展開 |
| 犯罪や非行を防止する環境整備の推進 | 町 | ○防犯灯等の設置及び「一軒一灯運動」の推進 |
| | 町 | ○児童・生徒の安全確保対策の検討・実施 |
| | 町 | ○有害な施設・凶書の排除等による非行防止 |
| 防犯に資する都市空間の形成 | 県・町等 | ○暗所や死角の解消等の防犯に資する都市空間づくり |

(3) 防災

【現況と課題】

防災は、住民の生命や財産を守るという観点から極めて重要な行政施策です。

我が国の災害発生状況をみると、阪神淡路大震災や、近年では新潟県中越地震の被害が記憶に新しいほか、毎年のように台風が上陸し集中豪雨や強風による被害をもたらしています。

本町では、過去の歴史において1910年(明治43年)の大水害、1947年(昭和22年)のカスリン台風による大水害にあった以外は、大きな災害に見舞われることなく今日まで至っていますが、万全の備えが必要なことには変わりありません。

万一の災害の発生に備えて、建物や構造物の安全性の向上、必要な各種施設の整備、必要物資の備蓄、避難・救援対策などを総合的に実施する必要があります。防災意識の啓発や自主防災組織の育成など、ソフト面での施策も重要です。

また、国民保護法が施行され、テロ対策などを含めた総合的防災施策の構築が必要となります。

【基本方針】

□災害予防と災害応急対応の両面から体制強化を推進します。

□ハード・ソフト両面から防災性を向上させます。

【施策の方向性】

1 災害予防体制の充実

(1) 施設の防災性の向上

◇公共施設のうち、防災上特に重要と位置づけられる建物や構造物から、耐震改修などを実施し安全性の確保に努めます。

◇長期的には、規制・誘導施策を組み合わせ、町内の建物や構造物全般の耐震・耐火性の向上を図ります。

(2) 防災意識の高揚

◇住民の防災意識や知識を高めるため広報活動などを推進します。

◇地震・風水害を想定した総合防災訓練を計画的に実施します。

◇住民自らが、出火防止・初期消火・被害者の救護・避難などを組織的に行い、震災などの大規模災害に適切に対処できるように、自主防災組織の充実に努めます。

(3) 都市施設の整備

◇避難・救護・救援・延焼遮断などの効果をもつ道路網・公園緑地などを、計画的に整備します。

2 災害応急体制の整備

(1) 情報の収集・伝達体制の整備

◇災害発生時の迅速な情報の収集・伝達のため、県防災行政無線やインターネットなどの活用により早期情報収集に努めます。

◇災害広報や避難勧告など、住民に有効な伝達方法である町防災行政無線システムの導入を検討します。

(2) 応援体制の整備

◇周辺市町や他県市町村との相互応援体制、民間団体との協力体制、ボランティアの受け入れ体

制など、応援・支援体制の整備に努めます。

(3) 被災者の収容、物資調達体制の整備

- ◇災害発生時の緊急輸送、救出・救助、避難所の設置・運営の体制整備とともに、医療・保健活動や食糧・生活必需品、応急住宅などの確保を図ります。
- ◇避難勧告や避難所などにおいて、高齢者・障害者・乳幼児などの災害弱者対策の充実に努めます。

3 防災関連計画の策定

(1) 地域防災計画の周知・見直し

- ◇「災害防止計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」からなる町の「地域防災計画」を随時見直し、住民への周知を図ります。
- ◇豪雨時の洪水予測範囲などを示す「ハザードマップ」の住民への周知を図ります。

(2) 国民保護計画の検討

- ◇テロや侵略などへの地方自治体による対応の必要性を定めた「国民保護法」の施行を受け、県と連携して「国民保護計画」の検討を推進します。

【施策一覧】

| 施策名 | | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|-----------|------------------|----------------------------|--|
| 災害予防体制の充実 | 施設の防災性の向上 | 町 町 | ○防災上特に重要な施設の耐震化 ○町内の建物・構造物全般の耐震・耐火化 |
| | 防災意識の高揚 | 町 町 町 | ○意識啓発の広報活動の推進 ○総合防災訓練の実施 ○自主防災組織の充実 |
| | 都市施設の整備 | 町 | ○道路網・公園緑地等の計画的整備 |
| 災害応急体制の整備 | 情報の収集・伝達体制の整備 | 町 町 | ○県防災無線やインターネットによる早期の情報収集 ○町防災行政無線システムの導入検討 |
| | 応援体制の整備 | 町 町 町 | ○広域応援体制の確立 ○民間団体等との協力体制の整備 ○ボランティア活動の受け入れ体制の整備 |
| | 被災者の収容、物資調達体制の整備 | 町 町 町 町 町 町 | ○緊急輸送体制の整備 ○救出・救助体制の整備 ○避難所の設置・運営体制の整備 ○医療・保健活動体制の整備 ○食糧・生活必需品の確保、供給 ○応急的な住宅の確保 ○災害弱者対策の充実 |
| 防災関連計画の策定 | 地域防災計画の周知・見直し | 町 町 町 町 | ○災害防止計画の周知・見直し ○災害応急対策計画の周知・見直し ○災害復旧・復興計画の周知・見直し ○ハザードマップの周知・見直し |
| | 国民保護計画の検討 | 町 | ○県と連携した国民保護計画の検討 |

(4) 斎場・墓地

【現況と課題】

斎場や墓地のあり方は、「安心して暮らせる町づくり」の重要テーマのひとつです。

本町では、既存斎場の適正な維持管理や墓地の不足への対応が課題となります。

斎場については、「大泉町外二町環境衛生施設組合」が大泉町と千代田町とともに広域的な体制で運営されています。併設されている式場棟も住民に利用されてきましたが、築後25年以上を経過し施設の老朽化が進んでいます。今後、斎場の利用はますます増加することが予想されることから、火葬棟・待合棟などの施設も含めた総合的な整備が必要となります。

墓地については、住民の需要に対応するため、町内寺院などの墓地の供給状況の把握に努めるとともに、新たな墓地の確保を検討していくことが必要です。

また、大泉町営の公園墓地の使用者の資格要件が緩和され、大泉町に住所がなくても利用できるようになりました。

【基本方針】

□「安心して終生過ごせる町」として、既存斎場の充実とともに、公園墓地の必要性などを検討します。

【施策の方向性】

1 既存の斎場の充実

◇既存の斎場の適切な維持・管理に努めるとともに、老朽化した施設整備を検討します。

2 墓地需要の把握と整備の検討

◇住民の墓地に対する需要状況の把握に努めます。

◇「安心して終生過ごせる町」の実現のため、公園墓地の必要性を検討します。

◇町営・民営のどちらがふさわしいのかを検討し、整備形態などを検討します。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|---------------|--------|----------------------------|
| 既存の斎場の充実 | 町・組合 | ○既存の斎場の適切な維持管理 |
| 墓地需要の把握と整備の検討 | 町 町 | ○墓地需要状況の把握 ○公園墓地の必要性を検討 |

(5) 消費生活

【現況と課題】

社会・経済の変化とともに、消費者ニーズや価値観の多様化・細分化・高度化が進行し、販売形態も訪問販売・通信販売・クレジットカード決済など多岐にわたるようになり複雑化しています。このような状況に対処するため、1990年代にクーリングオフ制度や製造物責任法（PL法）が制定され、消費者保護の基本的体制が整いました。2001年（平成13年）4月には、消費者のための新たなシステムづくりとして、消費者契約法が施行されましたが、輸入食品の毒物混入事件では、当初、対応省庁が確定されないなど、対応が後手に回り、消費者（国民）の安全・安心が脅かされていました。これを受けて、国では悪質化する消費者被害などに対処するため2009年（平成21年）9月に消費者庁を発足しました。

本町では、2010年（平成22年）4月に消費生活センターを県内町村では初めて設置しました。今後の消費者問題のさらなる複雑化に対応するため、消費知識の普及や町民の消費生活被害を未然に防止するなど、総合的な施策を推進します。

また、今後も県、県消費生活センターなどと協力し、消費生活の安定と質の向上を図ります。

【基本方針】

□消費生活相談員による出前講座等を通して、地域に積極的に出向き、情報の提供や被害の掘り起こしを行います。また、広報誌等により、住民の消費知識の普及を図り、消費者保護のための消費生活センターの充実・強化を図ります。

□事業所に対して適正な指導と監視を実施します。

□住民の消費生活の安定と質的向上に努めます。

【施策の方向性】

1 消費者への情報提供

◇県や関係機関などと連携し、広報誌やパンフレットなどを利用して消費に関する最新の情報を提供します。

◇消費生活相談員による出前講座などを積極的に行い、最新の情報を提供し被害の未然防止を図ります。また、消費者の自立を促す事業を実施します。

◇生活関連物資などの物価情報の提供に努めます。

2 消費者保護体制の充実

◇消費者ニーズの調査・把握に努めます。

◇複雑化・多様化するサービスや商品などに対する消費者からの苦情相談・相談指導のための消費生活センター体制の充実・強化を図ります。

3 事業所への適正指導

◇消費者が合理的なサービスや商品の選択ができるように、事業所に対して、品質規格の表示、契約関係の明確化など適正な指導・監視を実施します。

◇必要に応じて、県と協力しながら法に基づいた改善指導に取り組みます。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|------------|-------------------|--|
| 消費者への情報提供 | 県・町 県・町 県・町 | ○広報誌・パンフレット等の資料の充実と情報提供 ○出前講座や消費者講座等の消費者教育事業の実施 ○物価情報の提供 |
| 消費者保護体制の充実 | 県・町 県・町 | ○消費者ニーズの調査・把握 ○消費生活センターの充実・強化 |
| 事業所への適正指導 | 県・町 県・町 | ○適正な指導・監視を実施 ○法に基づいた改善指導 |

(6) 住民相談

【現況と課題】

住民の個々の生活には、複雑多岐な問題が多く発生します。住民にとって住みよい町とするためには、相談事業による支援も欠かせなくなっています。

現在は、生活上のさまざまな悩みや不安に対応していくために、身近な場所で弁護士による法律サービスを提供する法律相談を月1回定例開催し、住民の日常生活におけるあらゆる相談に常時対応しています。

今後も増え続ける生活上の諸問題に対応するため、適切な助言や援助を行い、問題解決が図られるよう相談事業の拡充が望まれます。

【基本方針】

- 専門的支援を行うための法律相談事業の拡充を図ります。
- 幅広い相談内容に対応できる住民相談体制の拡充を図ります。
- 関係機関との連携と住民サービス向上のためのネットワークづくりに努めます。

【施策の方向性】

1 法律相談事業

- ◇需要が高い弁護士による法律相談については、相談の充実を図るため、相談時間など、実施方法の検討を行います。

2 住民相談事業

- ◇行政相談・人権相談・消費生活相談などの相談事業との連携を深め、各種情報の提供を図ります。
- ◇問題解決のスピードを高めるため、相談支援者の資質向上を図ります。

3 広報活動

- ◇生活の中で生じる不安解消のよりどころとなる相談事業をさらに推進するため、各種の媒体を通して相談事業の周知を行います。

【施策一覧】

| 施策名 | 実施主体 | 主な内容・計画・事業等 |
|--------|------|-----------------------|
| 法律相談事業 | 町 | ○定例相談の拡充 |
| 住民相談事業 | 町 | ○相談支援者の資質向上 |
| 広報活動 | 町 | ○広報誌・カレンダー・パンフレット等の充実 |